

(二) 地方税関係

1. 法律案要綱

地方税法等の一部を改正する法律案要綱

[平18. 2. 6 閣議決定]

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への税源の移譲を行うための個人住民税の税率の見直し、定率減税の廃止、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成18年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、地方のたばこ税の税率の引上げ等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて所得譲与税の増額等について所要の改正を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 平成20年度から、損害保険料控除を改組し、地震等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等による損害の部分の保険料又は掛金の2分の1（2万5千円を限度とする。）を総所得金額等から控除する地震保険料控除を設けること。（第34条及び第314条の2関係）
- 2 特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例を本則の制度とすること。（第34条、第314条の2及び旧法附則第40条関係）
- 3 平成19年度以後の年度分の所得割（退職所得の分離課税に係る所得割については平成19年1月1日以後の支払に係るもの）の税率を次のとおり改めること。（第35条、第50条の4、第314条の3、第328条の3及び旧法附則第40条関係）

(一) 道府県民税

改 正 案		現 行	
適用課税所得	税 率	適用課税所得	税 率
一律	4 %	700万円以下の金額	2 %
		700万円を超える金額	3 %

(二) 市町村民税

改 正 案		現 行	
適用課税所得	税 率	適用課税所得	税 率
一律	6 %	200万円以下の金額	3 %
		200万円を超える金額	8 %
		700万円を超える金額	10 %

4 変動所得又は臨時所得がある場合の平均課税方式を平成18年度をもって廃止すること。（旧法第36条及び第314条の4関係）

5 平成19年度から、次のとおり調整控除を設けること。（第37条及び第314条の6関係）

(一) 合計課税所得金額（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額）が200万円以下である場合

所得税との人的控除額（基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額等の控除額）の差額の合計額と合計課税所得金額のいずれか少ない金額につき、道府県民税についてはその100分の2に相当する金額を、市町村民税についてはその100分の3に相当する金額をそれぞれ所得割の額から控除すること。

(二) 合計課税所得金額が200万円を超える場合

所得税との人的控除額の差額の合計額から、合計課税所得金額から200万円を控除した金額を控除した金額（5万円を下回る場合には、5万円）につき、道府県民税についてはその100分の2に相当する金額を、市町村民税についてはその100分の3に相当する金額をそれぞれ所得割の額から控除すること。

- 6 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において、平成20年度から、配当割額又は株式等譲渡所得割額に乗ずる率を、道府県民税については5分の2（現行3分の1）、市町村民税については5分の3（現行3分の2）に改めること。（第37条の3、第314条の8及び旧法附則第5条の2関係）
- 7 平成19年度から、道府県が市町村に交付する徴収取扱費の算定の基礎のうち、納税通知書等の数及び個人の道府県民税収入額を、納税義務者の数に改めること。また、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において、個人の道府県民税の所得割の額から控除することができなかった金額を、市町村が還付又は充当した場合には、当該控除することができなかった金額に相当する金額を、徴収取扱費の算定において加算するものとする。（第47条関係）
- 8 平成19年度から、道府県民税利子割額の控除において、道府県民税法人税割から控除することができなかった金額があるときは、一定の場合において、当該金額をその事業年度分の法人の道府県民税均等割に充当するための措置を講ずること。（第53条関係）
- 9 配当割額の市町村に対する交付率を、平成19年度から5分の3（現行3分の2）に改めること。（第71条の47及び附則第5条の3関係）
- 10 株式等譲渡所得割額の市町村に対する交付率を、平成19年度から5分の3（現行3分の2）に改めること。（第71条の67及び附則第35条の3の2関係）
- 11 平成19年度から、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において、個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、市町村は、一定の場合において、これらの控除することができなかった金額を、その年度分の個人の道府県民税又は市町村民税に充当するものとする。（第314条の8関係）
- 12 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者

又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円（現行35万円）を加算した金額）以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないものとする。こと。（附則第3条の3関係）

- 13 配当控除において、配当所得の金額に乗ずる控除率を、平成19年度から次のとおり改めること。（附則第5条関係）

改 正 案			現 行		
配当所得の区分	道府県民税	市町村民税	配当所得の区分	道府県民税	市町村民税
ア イ及びウ以外の配当所得	1,000万円以下	1,000万円以下	ア イ及びウ以外の配当所得	1,000万円以下	1,000万円以下
	1.2%	1.6%		0.8%	2%
	1,000万円超	1,000万円超		1,000万円超	1,000万円超
	0.6%	0.8%		0.4%	1%
イ 証券投資信託に係る配当所得	1,000万円以下	1,000万円以下	イ 証券投資信託に係る配当所得	1,000万円以下	1,000万円以下
	0.6%	0.8%		0.4%	1%
	1,000万円超	1,000万円超		1,000万円超	1,000万円超
	0.3%	0.4%		0.2%	0.5%
ウ 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得	1,000万円以下	1,000万円以下	ウ 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得	1,000万円以下	1,000万円以下
	0.3%	0.4%		0.2%	0.5%
	1,000万円超	1,000万円超		1,000万円超	1,000万円超
	0.15%	0.2%		0.1%	0.25%

- 14 平成20年度から平成28年度までに限り、所得税における住宅借入金等特別税額控除額等によって算出した一定の金額につき、道府県民税についてはその5分の2に相当する金額を、市町村民税についてはその5分の3に相当する金額を、それぞれ所得割の額から控除するものとする。こと。（附則第5条の4関係）

- 15 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合における売却価額の合計額に対する税率を、平成19年度から、道府県民税

については0.6%（現行0.5%）、市町村民税について0.9%（現行1%）に改めること。（附則第6条関係）

- 16 法人税割の課税標準である法人税額から中小企業者等の試験研究費の総額に係る税額を控除する措置について、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、試験研究費の額のうち比較試験研究費の額を上回る部分の一定割合の控除を加える措置を講ずること。（附則第8条関係）

- 17 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、道府県民税の税率を4.8%（現行3%）、市町村民税の税率を7.2%（現行9%）に改めること。（附則第33条の3関係）

- 18 長期譲渡所得の課税の特例について、平成19年度から、道府県民税の税率を2%（現行1.6%）、市町村民税の税率を3%（現行3.4%）に改めること。（附則第34条関係）

- 19 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、平成19年度から、税率を次のとおり改めること。（附則第34条の2関係）

改 正 案		現 行	
譲渡益2,000万円以下の部分	道府県民税 1.6% 市町村民税 2.4%	譲渡益2,000万円以下の部分	道府県民税 1.3% 市町村民税 2.7%
譲渡益2,000万円超の部分	道府県民税 2% 市町村民税 3%	譲渡益2,000万円超の部分	道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%

- 20 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、平成19年度から、税率を次のとおり改めること。（附則第34条の3関係）

改 正 案		現 行	
譲渡益6,000万円以下の部分	道府県民税 1.6% 市町村民税 2.4%	譲渡益6,000万円以下の部分	道府県民税 1.3% 市町村民税 2.7%
譲渡益6,000万円超の部分	道府県民税 2% 市町村民税 3%	譲渡益6,000万円超の部分	道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%

- 21 短期譲渡所得の課税の特例について、平成19年度から、税率を次のとおり改めること。（附則第35条関係）

改 正 案		現 行	
ア イ以外の譲渡	道府県民税 3.6%	ア イ以外の譲渡	道府県民税 3%
	市町村民税 5.4%		市町村民税 6%
イ 国等に対する譲渡	道府県民税 2%	イ 国等に対する譲渡	道府県民税 1.6%
	市町村民税 3%		市町村民税 3.4%

- 22 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、平成19年度から、道府県民税の税率を2%（現行1.6%）、市町村民税の税率を3%（現行3.4%）に改めること。（附則第35条の2関係）
- 23 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、平成19年度から、道府県民税の税率を1.2%（現行1%）、市町村民税の税率を1.8%（現行2%）に改めること。（附則第35条の2の3関係）
- 24 先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例について、平成19年度から、道府県民税の税率を2%（現行1.6%）、市町村民税の税率を3%（現行3.4%）に改めること。（附則第35条の4関係）
- 25 平成18年度をもって、定率による税額控除を廃止すること。（旧法附則第40条関係）
- 26 平成18年をもって、退職所得に係る道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額表を廃止すること。（旧法別表第1及び別表第2関係）

二 事業税

- 1 保険業法に新たに規定された少額短期保険業者について、収入金額によって課税することとし、その課税標準である収入金額は、各事業年度の正味収入保険料に100分の40を乗じて得た金額とするとともに、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、当該収入金額から当該収入金額に2分の1の割合を乗じて得た金額を控除する特例措置を講ずること。（第72条の2、第72条の12、第72条の24の2及び附則

第9条関係)

- 2 法人の事業税の資本割の課税標準である資本等の金額を資本金等の額に改めること。(第72条の12及び第72条の21関係)
- 3 法人の事業税の税率の特例を本則の制度とすること。(第72条の24の7、旧法附則第40条関係)
- 4 資本の欠損のてん補を行った法人に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成20年3月31日まで延長すること。(附則第9条関係)

三 不動産取得税

- 1 標準税率(本則4%)を3%としている特例措置について、次のとおりとすること。(附則第11条の2、改正法附則第9条関係)
 - (一) 住宅及び土地に係る特例措置の適用期限を平成21年3月31日まで延長すること。
 - (二) 住宅以外の家屋に係る特例措置を廃止すること。ただし、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置を講ずること。
- 2 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、その適用期限を平成21年3月31日まで延長し、これに関連する所要の措置を講ずること。(附則第11条の5、改正法附則第8条関係)
- 3 外貿埠頭公社の民営化に伴い、民営化会社が公社から承継する一定の不動産に係る非課税措置を講ずること。(附則第39条の3関係)
- 4 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。
 - (一) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合で当該補助の額が当該貸付けの額を超えないときは、価格から控除する額を当該補助相当額の5分の2(現行5分の4)としたうえ、その適用期限を平成20年3月31日まで延長すること。(附則第11条関係)
 - (二) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁

業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けている場合で当該補助の額が当該貸付けの額を超えるときは、価格から控除する額を当該貸付け相当額の5分の2（現行5分の4）とすること。（附則第11条関係）

- (三) 軽自動車検査協会が軽自動車の検査事務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、課税標準から控除する額を3分の1（現行3分の2）としたうえ、その適用期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）

5 次に掲げる非課税措置等の適用期限を平成20年3月31日まで延長すること。

- (一) 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置（附則第10条関係）
- (二) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置（附則第10条の2関係）
- (三) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置（附則第10条の2関係）
- (四) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (五) 独立行政法人空港周辺整備機構が取得する公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する業務の用に供する土地（非課税であるものを除く。）に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (六) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地

の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

- (㉔) 農地保有合理化法人が長期貸付保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (㉕) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (㉖) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (㉗) 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限る。）に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (㉘) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (㉙) 独立行政法人都市再生機構が取得する独立行政法人都市再生機構法に規定する業務の用に供する土地（非課税であるものを除く。）に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (㉚) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置（附則第11条の7関係）

6 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

- (一) 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法による組合及び連合会が経営する病院及び診療所の用に供する不動産に係る非課税措置（第73条の4関係）
- (二) 林業・木材産業改善資金助成法の規定に基づく資金の貸付けを受けて

森林組合等が取得する林業生産に係る作業場における休憩施設に係る課税標準の特例措置（第73条の14関係）

(三) 独立行政法人農業者年金基金が取得する独立行政法人農業者年金基金法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置（附則第10条関係）

(四) 日本下水道事業団が取得する日本下水道事業団法に規定する下水汚泥広域処理事業の用に供する不動産に係る非課税措置（附則第10条関係）

(五) 農林漁業団体が取得する発電所又は変電所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

7 農林水産関係補助金の改革に伴い、一定の交付金の交付を受けて取得する農林漁業者等の共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、従前の措置を継続するための規定の整備を行うこと。（附則第11条関係）

四 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

1 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税にあっては1,000本につき105円引き上げ、市町村たばこ税にあっては1,000本につき321円引き上げること。（第74条の5、第468条、附則第12条の2及び第30条の2関係）

2 旧三級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税にあっては1,000本につき50円引き上げ、市町村たばこ税にあっては1,000本につき152円引き上げること。（附則第12条の2及び第30条の2関係）

3 平成18年7月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。（改正法附則第9条及び第17条関係）

五 自動車税

- 1 制限税率を標準税率の1.5倍（現行1.2倍）に引き上げること。（第147条関係）
- 2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、税収中立を前提に、軽減対象を重点化し、次のように講ずること。（附則第12条の3関係）

(一) 環境負荷の小さい自動車

平成18年度及び平成19年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

ア 電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率の概ね100分の50を軽減する。

イ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率の概ね100分の25を軽減する。

(二) 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後に税率の概ね100分の10を重課する特例措置を講ずること。

ア ガソリン車又はLPG車で平成7年3月31日までに新車新規登録を受

けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

イ ディーゼル車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

- 3 道路運送車両法に規定する移転登録に伴い課税される自動車税の徴収方法について、証紙徴収から普通徴収に変更すること。（第151条及び第151条の2関係）

六 固定資産税及び都市計画税

- 1 平成18年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずること。

(一) 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額を限度とすること。ただし、当該税額は、当該住宅用地又は商業地等の当該年度の価格に10分の8又は10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を限度とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を下限とすること。（附則第17条、第18条、第18条の3、第22条、第23条、第24条、第25条、第25条の3及び第27条の5、第28条関係）

(二) (一)にかかわらず、住宅用地のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額）に対する割合をいう。以下同じ。）が0.8以上の土地及び商業地等のうち負担水準が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。（附則第18条及び第25条関係）

(三) (一)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること。（附則第18条、第18条の2、第25条、第25条の2関係）

(四) 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を限度とすること。（附則第19条、第26条関係）

負 担 水 準 の 区 分	負 担 調 整 率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(五) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地については、次のとおり税負担の調整措置を講ずること。

ア 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格の3分の1（都市計画税は3分の2）の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額を限度とすること。ただし、当該税額は、当該市街化区域農地の当該年度の価格の3分の1（都市計画税は3分の2）の額に10分の8を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を限度とし、当該市街化区域農地の当該年度の価格の3分の1（都市計画税は3分の2）の額に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を下限とすること。（附則第19条の4、第27条の2関係）

イ アにかかわらず、市街化区域農地のうち負担水準が0.8以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。（附則第19条の4、第27条の2関係）

- (イ) 宅地評価土地のうち価格下落率等が一定の要件を満たすものに係る固定資産税及び都市計画税の額について、前年度の税額とする措置を廃止すること。（附則第20条、第27条の3関係）
- (ロ) 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、価格に10分の6以上10分の7未満の範囲内において市町村が条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとする。（附則第21条、第27条の4関係）
- 2 平成19年度分又は平成20年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすること。（附則第17条の2、第19条の2、第22条関係）
- 3 1による税負担の調整措置の適用を受ける土地についての固定資産税の課税明細書には、前年度分の固定資産税の課税標準額を記載しなければならないこととする。（附則第27条の5関係）
- 4 固定資産税の賦課徴収について、市町村長から請求があった場合には、政府は、固定資産税の納税義務者が政府に提出した所得税又は法人税に係る申告書等の閲覧又は記録をさせるものとする。（第354条の2関係）
- 5 鉄道事業者等が政府の補助を受けて平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する償却資産について、固定資産税の課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の2とすること。（附則第15条関係）
- 6 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき平成18年6月1日から平成20年3月31日までの間に新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備について、固定資産税の課税標準を新設後5年度間はその価格の3分の2（一定のものについては5分の4）とする

こと。（附則第15条関係）

- 7 有線テレビジョン放送事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき平成18年6月1日から平成20年3月31日までの間に新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備について、固定資産税の課税標準を新設後5年度間はその価格の5分の4とすること。（附則第15条関係）
- 8 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき基準適合表示の付された特定特殊自動車であって平成18年4月1日から平成19年9月30日までの間（一定のものについては平成18年4月1日から平成20年9月30日までの間）に取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格の3分の1とすること。（附則第15条関係）
- 9 電気通信事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき平成18年6月1日から平成20年3月31日までの間に新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備について、固定資産税の課税標準を新設後5年度間はその価格の4分の3（一定のものについては5分の4）とすること。（附則第15条関係）
- 10 外貿埠頭公社の民営化に伴い、民営化会社が公社から承継する一定の固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を承継後10年度間はその価格の2分の1（一定のものについては5分の3）とすること。
（附則第15条関係）
- 11 耐震改修された既存住宅について、次のとおり固定資産税の減額措置を講ずること。
（附則第16条関係）
 - (一) 昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされた場合、固定資産税額を2分の1減額すること。
 - (二) 減額期間は、改修工事が完了した年の翌年度分から、工事完了時期に応じ、平成18年1月1日から平成21年12月31日までに改修した場合は3年度間、平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修した場合は

2年度間、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修した場合は1年度間とすること。

- (三) 減額対象住宅の納税義務者は、市町村の条例で定めるところにより、耐震改修完了後3月以内に市町村に申告するものとする。

12 新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で平成16年10月23日から平成21年3月31日までの間に取得され、又は改築された家屋について、固定資産税額及び都市計画税額から取得又は改築後4年度間はその2分の1を減額すること。（附則第16条の2関係）

13 新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で平成16年10月23日から平成21年3月31日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得又は改良後4年度間はその価格の2分の1とすること。（附則第16条の2関係）

14 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

- (一) 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を平成19年度まで延長すること。（附則第15条関係）
- (二) 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成19年度までに新たに固定資産税が課されることとなるものとする。（附則第15条関係）
- (三) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (四) 日本貨物鉄道株式会社が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (五) 電気通信基盤充実臨時措置法に基づく信頼性向上施設整備事業により新設された電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置につ

いて、その対象資産の新設期限を平成20年3月31日まで延長すること。

（附則第15条関係）

- (㉮) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㉯) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㉺) 鉄道事業者等が取得した新造車両で高齢者、身体障害者等の利用の円滑化に資する一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㉻) 一定の法人が公共事業に係る政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㉼) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㉽) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した国立大学の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

- (㉔) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した火災時における旅客の安全の確保に資する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㉕) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成20年3月31日まで延長すること。
（附則第16条関係）
- (㉖) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第16条関係）
- (㉗) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第16条関係）

15 次のとおり非課税措置等を改めること。

- (一) 独立行政法人水産総合研究センターが一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置について、対象から附帯業務の用に供する固定資産を除外すること。（第348条関係）
- (二) 独立行政法人水資源機構が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する一定の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の2分の1（現行6分の1）とすること。（第349条の3関係）
- (三) 農業協同組合等が所有し、かつ、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2（現行2分の1）とすること。（第349条の3関係）
- (四) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象からばい煙を処理するための一定の施設を除外し、廃油、廃プラスチック類等の処理施設については課税標準をその価格の3分の2（現行2

分の1)とし、自動車等破砕物処理施設については課税標準をその価格の4分の3(現行3分の2)とし、水質汚濁防止法の特定事業場に係る地下水の水質を浄化するための施設については課税標準をその価格の2分の1(現行3分の1)とし、ダイオキシン類処理施設に係る優良更新代替設備については課税標準をその価格の3分の2(現行2分の1)としたうえ、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)

(五) 火薬類取締法等の規定による許可等を受けた者又は石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する障壁等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から高压ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による許可等を受けた者が設置する障壁等を除外したうえ、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)

(六) 外貿埠頭公社が所有する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、新設分の特定用途港湾施設に係る課税標準をその価格の2分の1(現行取得後10年度間はその価格の5分の1、その後はその価格の2分の1)としたうえ、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)

(七) 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後3年度間はその価格の4分の3又は5分の4(現行3分の2又は4分の3)としたうえ、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)

(八) 遺伝子組換え技術等の試験研究を行うために必要な機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後3年度間はその価格の6分の5(現行4分の3)としたうえ、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)

(ハ) 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、他の地方卸売市場の開設者等と連携して卸売市場機能高度化事業を行う場合の対象を当該事業により新たに取得した家屋及び償却資産に限定したうえ、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(ニ) アクセス管理者が電気通信回線を通じた電子計算機の障害の防止のために取得した一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象者を一定の者に限定したうえ、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(ホ) 鉄道事業者等が、既設の鉄道等の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものにより取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の4分の3（現行3分の2）とすること。

（附則第15条関係）

(ヘ) 家畜排せつ物の管理基準に適合する一定の管理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(ニ) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その対象住宅の新築期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第16条関係）

ア 第一種中高層耐火建築物である貸家住宅 新築後5年度間は3分の2（現行4分の3）、その後5年度間は3分の1（現行3分の2）の額を減額

イ 敷地 新築後3年度間6分の1（現行3分の1）の額を減額

16 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

- (一) 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法による組合及び連合会が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（第348条関係）
 - (二) 日本下水道事業団が下水汚泥広域処理事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（附則第14条関係）
 - (三) 農林漁業団体が発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）
 - (四) 救急医療用機器に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）
 - (五) 介護保険事業支援計画に基づき整備が必要な地域において開設される介護老人保健施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）
 - (六) 水力発電施設に設けられる魚道の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）
 - (七) 電線類の地中化のために新設した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）
 - (八) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する特定優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置（附則第16条関係）
- 17 都市計画法の改正に伴い、都市計画税の課税区域に係る規定の整備を行うこと。（第702条関係）

七 軽自動車税

制限税率を標準税率の1.5倍（現行1.2倍）に引き上げること。（第444条関係）

八 特別土地保有税

非課税等特別措置について、所要の措置を講ずること。（第586条、附則第31条の3関係）

九 自動車取得税

- 1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第32条関係）
 - (イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、取得価額から30万円を控除すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、取得価額から15万円を控除すること。
- 2 車両総重量が3.5トンを超える自動車（ディーゼル車に限る。）のうち、平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるもの（以下「重量車基準適合車」という。）を取得した場合における税率は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得される自動車にあっては、現行税率から100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車にあっては、100分の2）を控除した率とすること。（附則第32条関係）
- 3 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送事業を営業者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置の適用期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第32条関係）
- 4 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止すること。（附則第32条関係）

十 軽油引取税

- 1 石油製品を運搬する者が徴税吏員の質問検査権の対象となることが明らかとなるよう規定を整備すること。（第700条の8関係）
- 2 製造等の承認を受ける義務等に関する罪について次のとおり改めること。（第700条の22の3関係）
 - (一) 情を知って、法第700条の22の3第1項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料又は薬品を提供し、又は運搬した者に対する罰則を創設すること。
 - (二) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人の業務に関して(一)の規定の違反行為をした場合には、その法人に対して2億円以下の罰金刑を科するものとする。

十一 事業所税

- 1 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。
 - (一) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、事業所床面積又は従業者給与総額から4分の1（現行3分の1）に相当する面積又は金額を控除することとしたうえ、その適用期限を2年延長すること。（附則第32条の8関係）
 - (二) 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者のうち移動電話事業者が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、事業所床面積又は従業者給与総額から4分の1（現行2分の1）に相当する面積又は金額を控除することとしたうえ、その適用期限を2年延長すること。（附則第32条の8関係）
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長すること。（附則第32条の7関係）
- 3 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。
 - (一) 民法第34条の法人が国から経営の委託を受けた施設に対する資産割の

非課税措置及び従業者割の課税標準の特例措置（第701条の34、第701条の41関係）

- (二) 総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第32条の7関係）
- (三) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する教養文化施設等に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第32条の7関係）
- (四) 大阪湾臨海地域開発整備法に規定する開発地区において整備される中核的施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第32条の7関係）
- (五) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第32条の7関係）

十二 国民健康保険税

- 1 国民健康保険の被保険者が、平成17年度分の個人の市町村民税について公的年金等控除の適用を受けた場合において、平成18年度分及び平成19年度分の国民健康保険税に限り、減額措置の判定の基準となる総所得金額から、一定の金額を控除する特例措置を講ずること。（附則第35条の5関係）
- 2 国民健康保険の被保険者が、平成17年度分の個人の市町村民税について公的年金等控除の適用を受けた場合等において、平成18年度分及び平成19年度分の国民健康保険税に限り、所得割額の算定の基礎となる総所得金額等から、一定の金額を控除する特例措置を講ずること。（附則第35条の5の2、附則第35条の5の3関係）

十三 その他

- 1 不申告加算金について、次の措置を講ずることとすること。（第71条の14、第71条の35、第71条の55、第72条の46、第74条の23、第90条、第278条、第328条の11、第483条、第536条、第609条、第688条、第699条の21、第700条の33、第701条の12、第701条の61、第721条及び第733条の18関

係)

(一) 不申告加算金の割合（現行100分の15）について、納付すべき税額が50万円を超える部分に対する割合を100分の20に引き上げることとする。

(二) 申告書の提出期限後に申告書の提出があった場合に、その提出が当該申告書に係る地方税についての調査による決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、提出期限内に申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合で、かつ、申告書の提出期限から2週間を経過する日までに申告書が提出された場合には、不申告加算金を課さないこととする。

2 2005年日本国際博覧会の開催に伴う参加国、参加者及び博覧会協会に対する一定の地方税の特例措置の適用期限を1年間延長すること。（附則第39条の2関係）

3 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のアルコール製造部門の特殊会社化に伴い、日本アルコール産業株式会社が同機構から承継する不動産又は自動車に係る不動産取得税又は自動車取得税の非課税措置を講ずること。（附則第39条の3関係）

4 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設及び介護保険法に規定する包括的支援事業の用に供する不動産等について、非課税措置の規定の整備を行うこと。（第73条の4、第348条、第701条の34関係）

5 会社法の制定等に伴う所要の規定の整備を行うこと。

第二 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に関する事項

1 平成19年度から平成21年度までの各年度分の市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずること。（附則第15項関係）

2 平成18年度分及び平成19年度分の市町村納付金について、日本郵政公社が所有する土地で市町村納付金を納付されるべきものについて、当該土地に類似する土地で固定資産税を課されるものが固定資産税の税負担の調整

措置の適用を受ける場合における当該土地の価格に係る特例措置を講ずること。（附則第16項関係）

第三 所得譲与税法に関する事項

- 1 所得譲与税は、所得税の収入額のうち3兆94億円（現行1兆1,159億円）に相当する額とし、都道府県に対して2兆1,794億円を、市町村（特別区を含む。）に対して8,300億円をそれぞれ譲与するものとする。
（第2条関係）
- 2 都道府県への譲与額のうち、6,695億4千万円については平成17年度の所得譲与税の各都道府県ごとの譲与額を、6,292億円については平成17年度の税源移譲予定特例交付金の各都道府県ごとの交付額を、8,806億6千万円については平成17年度の道府県民税所得割に係る納税義務者数及び課税総所得金額等の額を用いて算出した各都道府県ごとの税源移譲見込額であん分した額を、各都道府県に対しそれぞれ譲与するものとする。
（第3条関係）
- 3 市町村への譲与額のうち、4,463億6千万円については平成17年度の所得譲与税の各市町村ごとの譲与額を、3,836億4千万円については平成17年度の市町村税所得割に係る納税義務者数及び課税総所得金額等の額を用いて算出した各市町村ごとの税源移譲見込額であん分した額を、各市町村に対しそれぞれ譲与するものとする。（第4条関係）
- 4 平成18年度をもって、所得譲与税法を廃止すること。（改正法附則第2条関係）

第四 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前記第一の六の6、7及び9並びに十の2改正は平成18年6月1日から、第一の四の改正は平成18年7月1日から、第一の十三の4（包括的支援事業に係る規定（不動産取得税及び事業所税に限る。）を除く。）の改正は平成18年10月1日から、第一の一の3（退職所得に係る規定に限る。）及び26並びに十三の1の改正は平成19年1月1日から、第一の一の2、3

(退職所得に係る規定を除く。)、4、5、7から11まで、13から15まで及び17から25まで、二の3、三の6の(㊦)並びに六の15の(㊦)並びに第三の4の改正は平成19年4月1日から、第一の一の1の改正は平成20年1月1日から、第一の一の6の改正は平成20年4月1日から、第一の三の3及び六の10の改正は海上物流の基盤強化のための港湾等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の六の8の改正は特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行の日から、第一の六の17の改正は都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成18年4月1日から施行すること。